

# 医療事務科



医療事務の仕事に就くために必要とされる基本的な知識とスキルを身につけ、医療機関で即戦力となる人材を目指します。

## 目指す資格

- ✿ メディカルクラーク (医療事務)
- ✿ 調剤薬局事務(調剤)
- ✿ メディカルドクターズクラーク (医師事務作業補助業務)

## 【受講お勧めポイント】

私たちの暮らしを支える医療機関、そこで働く医療事務のお仕事は、社会的ニーズも高く、安定して長く働ける仕事です。訓練では、ベテラン講師が初めて勉強する方にも理解できるよう、わかりやすく優しく丁寧に医療事務の基礎知識をお話します。そして資格取得試験にも合格できるレベルにまで到達しましょう。♥♥♥♥♥



訓練期間	令和6年12月24日(火)～令和7年3月21日(金) 3か月間 基本時間:9:30～16:10 [休日は原則として土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)]		
訓練場所	ニチイ学館山形支店 山形校山形教室 山形市香澄町3丁目1-7朝日生命山形ビル6F(裏面地図参照)	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをされていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は <b>無料</b> です (テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約20,000円) ※資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和7年10月24日(木)～令和6年12月3日(火) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	日 時: 令和6年12月10日(火) 午前10時00分から ・開場は開始30分前です。 ・開始10分前までに受付を済ませてください。 場 所: 山形県立山形職業能力開発専門校(裏面地図参照) 内 容: 訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物: 筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課  
〒990-2473 山形市松栄2-2-1  
Tel 023-644-9228 FAX 023-644-6850  
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>

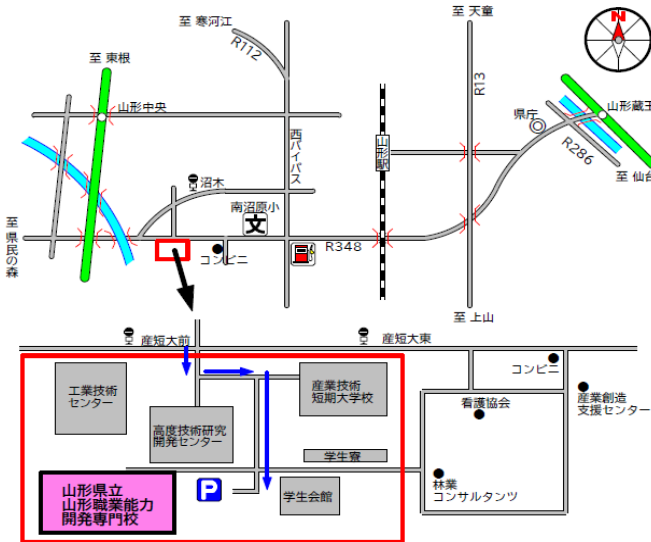


## 【訓練カリキュラム】

科目		科目の内容	時間数H
学 科	医療保険制度	医療保険制度の基礎知識、公費負担医療制度	12H
	医科基礎知識	診療報酬点数の基礎知識、医科の基礎知識	42H
	診療報酬請求業務	診療報酬明細書の内容理解、医科実務症例	59H
	医師事務作業補助業務	医師事務作業補助業務の基礎知識、医療文書作成	52H
	ホスピタリティマナー	医療機関における接遇マナー	21H
	調剤薬局事務概論	薬剤の基礎知識、調剤報酬点数の解釈	10H
実 技	医科総合演習	技能審査試験対応、受験対策演習	25H
	医師事務作業補助総合演習	医師事務作業補助技能審査試験対応、受験対策演習	28H
	調剤薬局事務演習	調剤報酬明細書の記載要領、明細書点検	10H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション、安全衛生等	41H
<b>総訓練時間 300H (学科：196H、実技：63H、就職支援他：41H)</b>			
その他 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。			

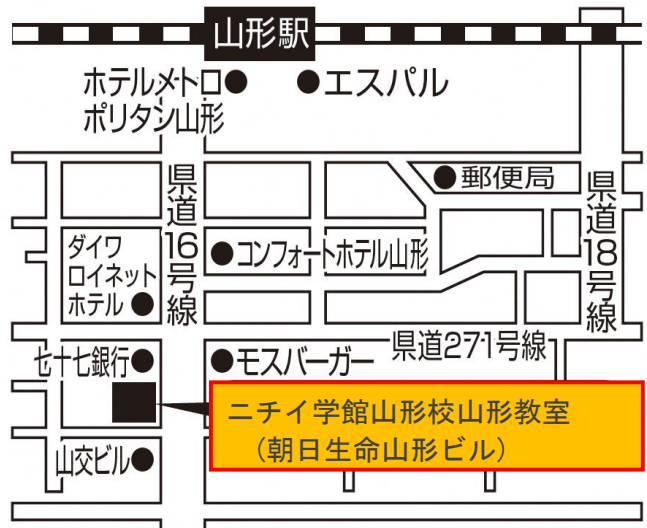
### 【選考会場】

場所：山形県立山形職業能力開発専門校  
住所：山形市松栄2-2-1  
電話：023-644-9228



### 【訓練会場】

場所：ニチイ学館山形支店 山形校山形教室  
住所：山形市香澄町3丁目1-7朝日生命山形ビル6F  
電話：023-641-3359



### ◆ ご相談・お申込み窓口 ◆

山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市松町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榑岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。